

◆ 税金と時効

Q : 税金に関しても、時効制度はあるのでしょうか。

A : 更正や決定といった処分のできる期限(除斥期間)が定められています。

【解説】

税務署は、納税者からの請求がなくても申告書に誤りを見つけたときは、税額を訂正することができます。税額を増やす訂正を「増額更正」、減らす訂正を「減額更正」といいます。

また、申告書を提出すべきなのに提出しなかった者に対しては、調査して所得金額や税額を決めることができます。これを「決定」といいます。

これらの更正や決定といった処分は、いつまでもできるというわけではなく、期限が定められています。この処分のできる期間のことを「除斥期間」と呼んでいます。この期間を過ぎると、脱税や課税もれがあっても課税できません。その期間は次のようになっています。

- (1) 税額を増額する更正・申告期限から3年
- (2) 税額を減額する更正・申告期限から5年
- (3) 決定及び決定後に更正する場合・申告期限から5年
- (4) 不正行為により不当に税金を免れた場合・申告期限から7年

ちなみに、除斥期間は時効と同じような概念ですが、時効は中断によりその期間が更新されるのに対し、除斥期間には中断がないという点が異なります。

